

4. 参考② 関係条文

○ 河川法第 23 条

河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占有しようとする場合は、この限りではない。

○ 河川法第 23 条の 2

流水の占有の許可を受けた水利使用のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

○ 河川法施行令第 14 条の 2

法第 23 条の 2 の政令で定める流水は、ダム又は堰（第二号において「ダム等」という。）から専ら次に掲げる場合に放流される流水とする。ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。

- 一 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。
- 二 ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。
- 三 法第二十三条の許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき。

○ 河川法第 24 条

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

○ 河川法第 88 条

前条に規定する指定があつた場合においては、同条の規定により、第 23 条若しくは第 24 条から第 27 条までの許可又は第 23 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者で政令で定めるものは、河川管理者に対し、政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない。

○ 河川敷地占有許可準則 第一

この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占有の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。